

本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツ、文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。

平成30年3月、スポーツ庁では、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、同年12月、文化庁では、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。

これを受けて本市では、国の策定した両ガイドラインに基づき、「神奈川県部活動の在り方に関する方針」を参考に、平成31年3月に「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という）を策定し、取組を進めてきた。

令和2年9月には、スポーツ庁・文化庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、令和5年度以降、休日部活動の段階的な地域展開が示される中、令和4年12月に同庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や令和6年9月に実施した「藤沢市部活動アンケート結果」も踏まえ、本市における部活動改革の話し合いを進める中で、昨今の社会情勢を鑑み、部活動本来の理念・目的を踏まえた活動となるよう、環境整備を進めるため本方針の見直しを行った。令和7年9月から適用するものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1)部活動の方針の策定等

校長は、「本方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、自校の方針に則り、指導目標、年間活動計画及び月間活動計画を校長に提出する。その際、年間活動計画作成にあたっては、計画的に休養日を設定するように努めるものとする。なお、活動計画等に変更が生じた場合は、その都度校長に報告する。

(2)指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員及び外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 本市教育委員会は、市立学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員については別に定める。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化的な活動を行うとともに、技術指導を行う部活動指導者派遣事業等の外部指導者を活用し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 本市教育委員会、校長等は、学校の管理職及び部活動顧問を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。本市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動顧問は、運動部においてはスポーツ医・科学の見地からのトレーニング効果を得るために、文化部においては生徒のバランスの取れた健全な成長を確保するために、休養を適切に取る必要があることを理解する。また、過度の練習は、スポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えたり、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解する。

さらに、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、各部活動の特性等を踏まえ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 部活動の顧問及び部活動指導員、外部指導者は、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を有した保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、指導を行う。

(2)部活動用指導手引の活用

部活動の顧問及び部活動指導員、外部指導者は、中央競技団体、関係団体等が、部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意して作成した部活動用指導手引を活用して、合理的で効率的・効果的な指導を行う。

なお、部活動用指導手引きは、レベルに応じた1日2時間以内の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成されている。

3 適切な休養日等の設定

(1)適切な休養日等の設定の基準

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、運動部、文化部とも以下を基準とする。

なお、暑い時期の活動においては、熱中症予防のため、熱中症予防運動指針及び市教育委員会の通知を遵守し、生徒の安全を第一優先に対応すること。

○課業期間は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は1日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、必ずしも土日休日に部活動を行う必要はない。

○これまで課業期間中の始業前に実施してきた朝練習は、年間を通して行わないものとする。

○長期休業中は、課業期間に準じ、休業中2/7以上の休養日を設定する。

例えば、42日程度の夏季休業日は、12日以上を設定する。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

本市の「学校業務停止期間」においては、原則、部活動は行わない。

○1日の活動時間は、平日は2時間以内、学校休業日は3時間程度とする。なお、活動時間には準備・片付け・ミーティング等を含めるものとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2)校長の役割

ア 校長は、(1)アの基準を踏まえるとともに、「本方針」に則り、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

イ 校長は、顧問がガイドラインを遵守するために、全教職員への周知徹底を図るとともに、生徒・保護者によるチェック体制の構築に努める。

ウ 校長は、休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化的な活動の環境の整備

(1)生徒のニーズを踏まえた部活動の運営

生徒が部活動に求めているのは、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様である。部活動顧問は、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、スポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、部活動の運営に努めるものとする。

(2)地域との連携等

ア 本市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 本市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1)学校単位で参加する大会等の見直し

ア 本市教育委員会は、土曜日、日曜日等に開催される様々な大会や地域の行事等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、主催者に要請する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 教員による引率

(1)部活動の引率

生徒は、大会や練習試合などについて保護者承諾のもとで参加することとし、湘南地区（藤沢・茅ヶ崎・寒川・鎌倉）においては、原則、教員による会場までの引率を必要としない。また、学校は事前に生徒の安全指導を十分に行うこと。

「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」新旧対照表

改定後	現 行
本方針策定の趣旨等 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツ、文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。平成30年3月、スポーツ庁では、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、同年12月、文化庁では、文化庁活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これを受けて本市では、<u>国の策定した両ガイドラインに基づき、「神奈川県」の部活動の在り方に関する方針</u>を参考に、平成31年3月に「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という）を策定し、取組を進めてきた。令和2年9月には、スポーツ庁・文化庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、令和5年度以降、休日部活動の段階的な地域展開が示される中、令和4年12月に同庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や令和6年9月に実施した「藤沢市部活動アンケート結果」も踏まえ、本市における部活動改革の話し合いを進める中で、昨今の社会情勢を鑑み、部活動本来の理念・目的を踏まえた活動となるよう、環境整備を進めるため本方針の見直しを行った。令和7年9月から適用するものとする。 1 適切な運営のための体制整備 (2)指導・運営に係る体制の構築 イ（略）なお、部活動指導員については別に定める。 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 (1)適切な指導の実施 ウ 部活動の顧問及び部活動指導員、外部指導者は、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を有した保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、指導を行う。	本方針策定の趣旨等 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツ、文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。平成30年3月、スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。また、平成30年12月、文化庁では、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化庁活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化庁活動の在り方に関する方針」を、学校設置者は「設置する学校に係る運動部の活動方針」及び「設置する学校に係る文化部の活動方針」を、校長は「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定することになっている。本市では、国の策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「神奈川県」の部活動の在り方に関する方針を参考に、「藤沢市」の部活動の在り方に関する方針（以下「本方針」という）を策定する。 1 適切な運営のための体制整備 (2)指導・運営に係る体制の構築 イ（略）なお、部活動指導員の設置要綱(要項)については別に定める。 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 (1)適切な指導の実施 ウ 発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を有した保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、指導を行う。

(2)部活動用指導手引の活用 部活動の顧問及び部活動指導員、外部指導者は、(中略) レベルに応じた1日2時間以内の練習メニュー例(以下略) 3 適切な休養日等の設定 (1)適切な休養日等の設定の基準 ア (略) なお、暑い時期の活動においては、熱中症予防のため、熱中症予防運動指針及び市教育委員会の通知を遵守し、生徒の安全を第一優先に対応すること。 ○課業期間は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は1日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。<u>なお、必ずしも土日休日に部活動を行う必要はない。</u> <u>○これまで課業期間中の始業前に実施してきた朝練習は、年間を通して行わないものとする。</u> ○1日の活動時間は、平日は2時間以内、学校休業日は3時間程度とする。なお、活動時間には準備・片付け・ミーティング等を含めるものとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 (2)校長の役割 ア 校長は、(1)アの基準を踏まえるとともに、(以下略) イ 校長は、顧問がガイドラインを遵守するために、全教職員への周知徹底を図るとともに、生徒・保護者によるチェック体制の構築に努める。 6 教員による引率 (1)部活動の引率 生徒は、大会や練習試合などについて保護者承諾のもとで参加することとし、湘南地区(藤沢・茅ヶ崎・寒川・鎌倉)においては、原則、教員による会場までの引率を必要としない。また、学校は事前に生徒の安全指導を十分に行うこと。	(2)部活動用指導手引の活用 部活動の指導者は、(中略) レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例(以下略) 3 適切な休養日等の設定 (1)適切な休養日等の設定の基準 ア (略) なお、暑い時期の活動においては、熱中症予防のため、熱中症予防運動指針に則り行うものとする。 ○課業期間は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は<u>少なくとも</u>1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。 ○1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 4 校長は、アの基準を踏まえるとともに、(以下略)
---	--